

公平性とともにも効率を追求するという税制改革の潮流をふまえるべきだ。ばらまきの声もある児童手当拡充より子育て支援につながる児童税額控除創設を優先し、その上で勤労意欲を高める勤労税額控除を設けるのが望ましい。配偶者控除や給与所得控除の縮小が財源にならう。

包括的所得税は機能不全に陥る

グローバル経済や金融技術の発展の下で、高齢化社会への対応を模索する諸国の税制改革をみる

と、大きく二つの潮流が見いだせる。

第一の潮流は、ヒト・モノ・カネの国際化・自由化の下で、高齢化に伴う社会保障費用を賄うため、税制の中身を効率的で成長志向なものにしていく必要があるという考えである。この背景には、長く理想とされてきた包括的所得税が、複雑・多様化する経済の中で機能不全に陥り、公平を追求するあまり、課税ベースの縮小やタックス・フランニング(節税策)のまん延を招き、税制が複雑化・不公平化したというパラドックス



経済教室

税額控除「子育て」突破口に

税と社会保障

一体改革の方向

そこで、個人所得税や法人所得税への依存を下

げ、効率的な税制である消費税に置き換えたり、金融・資本所得に対して

分離して低率で課税する税制に変えたりすることによって経済の効率化を進めてきたのである。

ドイツ、フランス、英国など欧州先進諸国間の税制改革は、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるもので、水平的公平性を高めるものとして高く評価されるが、税率引き下げの恩恵を受けな

同時に、経済のグロー

効率と公平両立へ 勤労意欲高め再分配強化



森信 茂樹
中央大学教授

バル化を背景にした世界規模での所得格差の広が

り、ワーキングプア(働を二体的に設計したのは米ニクソン政権である。低所得層の社会保障税負担の軽減と労働供給増を促すため、七五年に就労を条件とした「給付付き税額控除制度」を導入した。その後、クリントン政権で大幅に拡充され、今では米国の税制の大きな柱になっている。この制度は、「一定以上の勤労所得のある世帯に対し、所得が増加するにつれて税額控除額が減少し消失する。所得が低く控除しきれない場合は還付(社会保険給付)し、その実務は税務官庁が運営する

の数の変動し子育てを支援する児童税額控除部分の二つにわかれる。欧州では、九七年にブレア政権が、行き詰まった福祉国家を打破する政策として実施した。サッチャー時代の市場重視、自己責任重視の政策が、所得格差の拡大や社会的排除といった負の側面を残す中で、ブレア労働党政

権は、伝統的な大きな政府路線に回帰せず、市場原理に基づき、教育や職業訓練を重視した「第三の道」を選択した。個人生活能力を高めるという「ワークフェア」の思想が、給付付き税額控除制

設計を考えることになる

が、前者は最低賃金制の

問題など解決すべき課題

が多く、児童税額控除を

先行させることが現実的

な必要がある。

次のステップとして、

所得控除をさらに縮小し

つつ税額控除の額を拡充

するとともに、減税の恩

恵を受けない人たちに給

付を行うことが課題とな

る。その際には、児童手

当や児童扶養手当との整

合性を考える必要性が出

てくる。児童手当にばら

まきとの声もあるだけ

世界の租税政策の潮流

は、このように二十一世紀に入ると、公平と効率

のバランスをとりつつ、

経済成長と所得格差の双

方に目配りをするものとな

った。わが国も、高齢

化に伴う社会保障費の確

保や国際競争力の維持な

ど各国と共通の課題を抱

えており、先進諸国の新

たな潮流を踏まえた税制

改革が望まれる。

給付付き税額控除

各国導入進む

効率化策としては、法

人税率の引き下げ、金融

所得一体課税の完成など

があるが、以下では、税

と社会保障の一体設計に

る」というものである。

担税力調整の観点から

導入された所得控除は、

高所得者に恩恵が偏れば

所得控除を縮小しその結

果生じる低所得層の社会

保険税を含む負担増を緩

和するという考え方に基

づいている。また、カナ

ダでは、消費税率の引き

上げによる逆進性の緩和

策として、給付付き税額

控除であるGTS控除制

率活用を図ったのである

。勤労所得の多寡によ

り変動し勤労意欲を刺激

する勤労税額控除部分

報告書に、基礎的な控除

としての人的控除や概算

の数の変動し子育てを

支援する児童税額控除部

分の二つにわかれる。

欧州では、九七年にブ

レア政権が、行き詰まっ

た福祉国家を打破する政

策として実施した。サッ

チャー時代の市場重視、

自己責任重視の政策が、

が、前者は最低賃金制の

問題など解決すべき課題

が多く、児童税額控除を

先行させることが現実的

な必要がある。

次のステップとして、

所得控除をさらに縮小し

つつ税額控除の額を拡充

するとともに、減税の恩

恵を受けない人たちに給

付を行うことが課題とな

る。その際には、児童手

当や児童扶養手当との整

合性を考える必要性が出

てくる。児童手当にばら

まきとの声もあるだけ

に、改めて統一的に設計

し直す意義は大きい。そ

だし、モデル世帯(夫婦・

・子二人)の平均所得で

ある年収七百万円以下の

納税者に限定する。七百

万円以下の納税者に扶養

されている十五歳以下の

扶養者は一千万人程度な

ので、扶養者一人当たり

の税額控除額は二万円と

なる。この結果、給与収

入七百万円の納税者は配

偶者控除削減で負担が一

万円増加する(十万円×

限界税率一〇%)が、子

ども二人分、四万円(二

万円×二人)の税額控除

が受けられ、差し引き三

万円の減税になる。

給付はないので、低所

得者の減税効果は納税額

に限定されるが、低所得

者ほど減税効果が大きく

なり、所得再分配機能が

強化され、子どもの多い

家庭には経済援助を通じ

た少子化対策となる。配

偶者控除削減は、女性勞

働への非中立性問題の繰

り。のぶ・しげき 50